



2022年2月14日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 CEO 綱川 智
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 執行役員
コーポレートコミュニケーション部長
石山 一可
Tel 03-3457-2095

臨時株主総会の開催及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2022年1月7日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて、2022年1月31日から3か月以内を会日とする臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」）を開催する旨をお知らせしておりましたが、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり、本臨時株主総会の開催日時及び場所並びに付議議案について決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、当社は、同取締役会において、当社株主である3D INVESTMENT VALUE MASTER FUND様より頂きましたご提案（以下「株主提案」）である第2号議案及び第3号議案について真摯に検討・審議した結果、社外取締役を含む全会一致でいずれの議案にも反対する旨を決議いたしました。

なお、当社は、本臨時株主総会について、会社法第306条第1項に基づき、東京地方裁判所に対して、株主総会検査役の選任の申立てを行う予定です。

本臨時株主総会の詳細につきましては、2022年3月初旬までに当社ウェブサイトに掲載のうえ、株主様への発送を予定しております招集通知をご参照ください。

記

1. 本臨時株主総会の開催日時及び場所等

- (1) 開催日時 : 2022年3月24日(木) 午前10時(受付開始: 午前9時00分)
- (2) 開催場所 : 東京都新宿区大久保三丁目8番2号 ベルサール高田馬場
- (3) 目的事項:
決議事項

<会社提案（第1号議案）>

第1号議案 戦略的再編の検討を進めることに関する株主の皆様のご意見確認の件

<株主提案（第2号議案及び第3号議案）>

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 戦略委員会及び取締役会における戦略の再検討の件

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、当日のご来場は可能な限りご遠慮いただきたく、ご理解ご協力をお願いいたします。本臨時株主総会については、インターネット上でのライブ中継を実施いたしますので、当日の議事はライブ中継でご覧いただけます。議決権の行使につきましては、書面又はインターネットによる事前行使をお願いいたします。また、ご質問事項については、事前質問をお受けいたします。当日ご来場を希望される場合は招集通知に記載の注意事項をご確認いただき、その内容をご了承の上、ご来場ください。

2. 会社提案（第1号議案）の内容及び理由

（1）第1号議案 戦略的再編の検討を進めることに関する株主の皆様のご意見確認の件

1. 議案の要領

当社は、株主価値の向上を目的として、2021年11月12日、中核事業であるエネルギー・インフラ事業及びデバイス・ストレージ事業を別の2つの新規上場会社としてスピノフすることにより、当社を含め、3つの独立した上場会社となるスピノフ計画を公表してまいりました。その後、株主の皆様や関係当局など、様々なステークホルダーと当該スピノフ計画について対話を重ねました。大規模なスピノフは本邦初であり、公表後、関係各所の参画を得て詳細を確認した結果、当初想定していなかった考慮すべき点が判明したため、2つの中核事業領域を独立して運営をするという基本方針は維持しつつ、確実性を高めるためにスキームを改良し、2022年2月7日にその概要を公表いたしました。

具体的には、当社グループから中核事業領域のひとつであるデバイス・ストレージ事業（以下「デバイス Co.」といい、正式名称は確定次第お知らせします。）を新規上場会社としてスピノフし、エネルギー・インフラ事業を営む当社（以下「当社」又は「インフラサービス Co.」といいます。）とデバイス Co. を2つの独立した上場会社とする方が、分割コストの相当な削減に加え、それぞれの会社の安定的な財務体質の確保が可能となり、また、スピノフのスキームの不確実性を大幅に低減することが可能だと判断しました。デバイス Co. の当社からのスピノフは株式分配の方法を予定しており、この株式分配が効力を発生した場合、当社株主は2社それぞれの株主となります。本議案は、この株式分配を含めた戦略的再編（以下「本戦略的再編」といいます。）の検討を進めることについて、株主の皆様との建設的な対話を実現すべく、株主の皆様にご意見をお伺いするものです。当社は、本戦略的再編について、株主の皆様から広くご意見をお伺いできることを期待しており、いた

いたご意見を踏まえて、本戦略的再編の改善・向上に努めて参ります。

なお、本戦略的再編には、当社が保有するキオクシアホールディングス株式会社（以下「キオクシア」といいます。）株式について、株主価値の最大化を図りつつ、実務上可能な限り速やかに現金化し、その手取金純額については、適用法令の範囲内で全額株主還元に充当する旨の方針を含んでおります。

本議案は、本戦略的再編の実施が当社グループの株主価値の向上に向けた重要な戦略的意思決定であることを踏まえて、本戦略的再編の検討を進めることについて株主の皆様のご意見を確認することを目的としており、法的拘束力を有するものではありません。なお、本議案の決議要件は普通決議とさせていただきますが、本議案についての株主の皆様の賛成・反対・棄権のご意見の内訳・比率は、本総会の終了後に公表する臨時報告書において開示いたします。

本戦略的再編の実施について法的拘束力のある株主総会決議については、本戦略的再編の内容を最終的に確定させたうえで、別途、2023年に開催する株主総会に上程する予定です。

本戦略的再編は、法人税法上のスピンオフ税制を利用し、適格組織再編として実施することを想定しております。また、本戦略的再編は、上記の2023年に開催する当社の株主総会におけるご承認が得られることや株式会社東京証券取引所の上場承認を含む必要な関係当局の承認等を始めとする所要の手続が完了することを条件に、2023年度下期にデバイス Co. を上場させることにより完了することを目標としており、その現時点での概要は以下のとおりです。なお、当社は本戦略的再編の円滑な実施に向け、産業競争力強化法に基づく事業再編計画の認定を受けることを計画していますが、適用ある法令等（有価証券上場規程及び米国法を含みます。）や税制を含む各種制度の適用・改正・施行の動向、関係当局の解釈その他の状況によっては、本戦略的再編の実施に想定よりも時間を要し、また、その方法等に変更が生じる可能性があります。いずれにしましても、当社は、本戦略的再編の最善かつ最も効率的な方法につき、関係当局と協議し、検討を進めてまいります。

<本戦略的再編の概要>

(1)各社の概要

- ・ 当社（インフラサービス Co.）は、エネルギーシステムソリューション、インフラシステムソリューション、デジタルソリューション、電池事業から構成。キオクシア株式についても保有します。
- ・ デバイス Co. は、デバイス・ストレージソリューション事業から構成。

(2)手続の概要

- ・ 当社はデバイス Co. に対し、必要な資産、負債及び機能を吸収分割手続等により移転する方針で検討中。
- ・ 2023年度上期までに、法的拘束力のある株主総会決議を得る。

- ・東京証券取引所にデバイス Co. の上場申請を実施する。
- ・2023 年度下期を目途に、当社は、株式分配の方法により、当社が別途定める基準日現在の株主（以下「基準日株主」といいます。）に、デバイス Co. の株式を分配する。

以上の方法により、当社グループは、2つの上場会社に再編され、基準日株主は、これら2つの会社の株主となります。

(3)キオクシア株式

キオクシア株式については、株主価値の最大化を図りつつ、実務上可能な限り速やかに現金化し、その手取金純額については、適用法令の範囲内で、全額株主還元に充当します。

本戦略的再編により、当社は、カーボン・ニュートラルの目標の達成及びインフラレジリエンスの向上に貢献するインフラサービス Co. と、社会・IT インフラの進化を支えるデバイス Co. という、それぞれの産業をリードする特色ある2つの会社に再編されることとなります。本戦略的再編は、成長戦略の明確化、意思決定のスピードの向上、コスト構造の最適化により各事業の競争力を強化し、持続的で利益ある成長と株主価値の向上を実現します。

また、キオクシア株式についても着実に現金化及び株主還元への充当を進めて参ります。

2. 提案の理由等

当社は、2021年6月に戦略委員会(以下「SRC」といいます。)を設置し、株主価値の最大化に向けた事業計画の策定を進めてきましたが、約5か月間にわたり、SRCによる検証や提言も受けてあらゆる戦略的選択肢の評価・検討を行った結果、2021年11月、当社グループから2つの中核事業であるエネルギー・インフラ事業及びデバイス・ストレージ事業を新規上場会社としてスピノフし、それぞれを独立した上場会社とすることが最適であると判断しました。

上記の計画は本邦初の大規模なスピノフ計画であったところ、公表後、関係各所の参画を得て詳細を確認した結果、当初想定していなかった考慮すべき点が判明したため、2つの中核事業領域を独立して運営をするという基本方針は維持しつつ、確実性を高めるためにスキームを改良し、2022年2月7日にその概要を公表いたしました。具体的には、当社のデバイス・ストレージ事業を行うデバイス Co. の株式を、当社の株主に株式分配し、上場させることにより、スピノフ計画の本質を損なわず、スキームを簡素化し、当社を、エネルギー・インフラ事業を行うインフラサービス Co. と、デバイス・ストレージ事業を行うデバイス Co. という2つの独立した上場会社に再編する方針がより適切であると判断しました。

(1) 本戦略的再編の意義

当社のこれまでの課題を抜本的に解決し、コングロマリットディスカウントを解消し、持続的で利益ある成長と企業価値向上を目指す手段として、本戦略的再編が最適であること

は2021年11月に公表したとおりですが、当社は、本戦略的再編の意義について、以下のとおり考えております。

まず、各事業が持つ価値を顕在化させることが可能になるという点です。本戦略的再編を機にコングロマリットディスカウントを解消し、ビジネスサイクル・市況の影響・設備投資の多寡など、ビジネス特性に見合う明確な成長戦略を各社において策定することが可能になります。また、戦略を詳細に検討する中で、ポートフォリオのレビューも包括的に実行し、2022年2月7日に公表しましたとおり、注力・非注力事業の選定と、非注力事業の外部化の方針も固めることができました。なお、SRCは、2021年11月の公表後、SRCが提示した「7つの推奨」の実施状況の監督を含め執行部の検討のレビューを行うとともに、株主の皆様や将来株主になり得る皆様との対話を行い、そこで得られたフィードバックもレビューに活かしました。また、これらの活動は全て取締役会に報告されております。

次に、各社の中長期的な成長戦略に基づいて、研究開発、設備投資、M&A、株主還元といったキャピタルアロケーションの方策を策定することが可能となります。2022年2月7日に公表しましたとおり、分割後の各社における適正な財務体質及び事業リスクに見合った資本構成について検討を加えております。

また、現在の複雑な組織が、分割を契機に専門化されることとなり、事業に精通した経営メンバーを揃えた経営体制を構築できます。実際の事業の推進体制や研究組織の検討についても事業特性に応じた俊敏な経営が可能になると考えます。また、経営体制がスリム化し、特定の分野に関心のあるパートナーとの戦略的な提携を模索することも可能になります。

最後に、本戦略的再編によって、投資リターンのタイミングや、リスクの考え方が異なる投資家の趣向に合わせた投資機会を創出することが可能となり、潜在的な株主の皆様にも多様な選択肢を提供できます。

東芝は140年以上の長い歴史の中で、時代の変化と共に会社の形を変え、進化してまいりました。本戦略的再編の実行により、インフラサービス Co. 及びデバイス Co. は、それぞれの事業領域でリーディングカンパニーとなることを目指してまいります。

今般の大胆な戦略的再編は、大規模な日本企業として初めて法人税法上のいわゆるスピンオフ税制の利用による適格組織再編を目指すもので、本邦の産業の活性化にも貢献するものと考えております。当社グループ事業の価値の顕在化、株主・投資家の皆様への投資機会の提供を図るとともに、お客様・取引先・従業員を含む全てのステークホルダーの利益に貢献すると考えております。

(2) 本戦略的再編のスキームの改良について

当社は、本戦略的再編のスキームを改良し、3分割から2分割に変更しましたが、その理由は、まず、3社に分割した場合の財務構成に比して、2分割に留めたほうが安定的な財務構成の担保が可能となり、当社本体の上場維持に係る不確実性を除くことができます。

次に、3分割と比較して、2分割に留めることで、構築が必要な経営体制が2つに減少し、規律あるガバナンス体制を構築しやすくなります。

さらに、3分割に比べ、2分割の方が大幅に費用を削減できることが判明しました。

また、上場審査における負担についても、2社を上場させる場合と、1社のみを上場させる場合では、実際の業務負担は大幅に減少することになり、実務担当者の負担軽減になります。

(3) ガバナンスについて

また、ガバナンスについては、インフラサービス Co.、デバイス Co. のいずれの会社においても、2021年12月16日付「ガバナンス強化委員会調査報告書における提言等を踏まえた再発防止策に関するお知らせ」に記載のとおり、その向上に努めて参りますが、本戦略的再編により、特性の異なる事業を別個の会社に帰属させることにより、事業特性に応じ、より効率的かつ効果的なガバナンスの実現が可能となると考えております。デバイス Co. も、ガバナンスの向上を目的に、指名委員会等設置会社とする予定ですが、ガバナンス体制、ガバナンス施策につきましても、広く株主の皆様からのご意見を頂戴し、更なる向上に努めて参ります。

(4) ポートフォリオの見直し

当社は、2021年11月以降も、株主価値の最大化に向けて検討を継続し、特に、2021年11月にSRCから示された「7つの推奨」については鋭意対応を進めており、対応状況は2022年2月7日の公表内容にも含まれております。これに加え、ポートフォリオの見直しも継続的に行っております。

まず、当社は、2022年2月7日付「(開示事項の経過) 東芝グループの戦略的再編について」において公表しましたとおり、当社グループにおける空調、昇降機及び照明事業は安定した収益基盤を有するものの、注力領域との関連性が弱く、成長ポテンシャルを実現できるパートナーとの再編や外部資本の導入によって価値を顕在化すべきと判断し、空調事業については2022年2月7日付「空調事業を担う当社子会社の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、東芝キャリア株式会社の株式を米国・キャリア社グループに譲渡する契約を締結し、そのクロージングは2022年の9月を目指します。昇降機及び照明事業につきましては、今後、売却プロセスを開始し、2022年度中の最終契約合意を目指します。次に、当社の戦略的方向性を踏まえ、東芝テック株式会社の事業を非注力事業と位置づけました。当社は、かかる位置づけに沿って東芝テック自身の中長期の成長プランを促進すべく、実務上可能な限り短期のうちに東芝テックと協働して参ります。

(5) 株主還元等

株主還元につきましては、2022年2月7日付「株主還元方針に関するお知らせ」において公表したとおり、当社は、平均連結配当性向30%（注）以上の実現を基本とし、適正資本水準を超える部分については、自己株式取得を含む株主還元の対象とします。なお、適正資本水準は定期的に取締役会の検証を受けるものとし、2022年度、2023年度においても、適

正資本水準を超える部分については、本戦略的再編の円滑な遂行を妨げない範囲で自己株式取得を含む株主還元を実施します。キオクシア株式会社にかかる還元方針は「議案の要領」に記載のとおり「株主価値の最大化を図りつつ、実務上可能な限り速やかに現金化し、その手取金純額については適用法令の範囲内で、全額株主還元充当」します。そして、2022年2月7日に公表しました事業計画の円滑な遂行を前提に、今後2年間で3,000億円程度の適正資本水準を超える資本が見込まれます。この超過分について、本戦略的再編の円滑な遂行を妨げない範囲で、株主還元充当する予定です。

なお、インフラサービス Co. 及びデバイス Co. の資本構成については、発行体信用格付けをベンチマークとなる同業他社と同様の水準に維持することを意識して検討してまいります。

(注) 当面の間、キオクシアにかかる持分法投資損益は、本方針の対象外とします。

当社は、今後も、株主価値の向上について継続的に検討して参ります。

3. 株主提案（第2号議案及び第3号議案）の内容

第2号議案及び第3号議案は、3D INVESTMENT VALUE MASTER FUND 様から提案されたものです。

(1) 第2号議案 定款一部変更の件

<議案の要領>

第2号議案の議案の要領は、当社の現行の定款に、以下の章を新設するというものです。

第6章 戦略的再編の実施

(戦略的再編の実施)

第32条 当社は、2021年6月25日に設置された戦略委員会が策定し、取締役会が承認した戦略的再編について、会社法その他の適用法令の要請に従って、取締役会が決定した方法により、取締役会が決定した時期に実施することとする。2021年11月12日に当社が公表した当社グループを3つの独立した会社とする戦略的再編は本条の適用を受ける戦略的再編に該当する。

(2) 第3号議案 戦略委員会及び取締役会における戦略の再検討の件

<議案の要領>

第3号議案の議案の要領は、「戦略委員会及び取締役会は、すべての企業価値向上策を既に推奨されている戦略的再編と比較・評価するため、検討手続を継続する。検討手続

においては、(i)非公開化又はマイノリティ出資に関して積極的に検討を行い、(ii)すべての検討内容、受領した提案及び検討結果の詳細を株主に対して定期的に報告するものとする。」というものです。

第2号議案及び第3号議案の議案の要領及び提案の理由の全文は別紙のとおりです。各議案の議案の要領及び提案の理由は、提案者からご提案いただいたものを記載しておりますが、表形式への変更等を一部行っております。

4. 株主提案（第2号議案及び第3号議案）に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は第2号議案及び第3号議案に反対であり、株主の皆様にも反対の議決権行使を推奨いたします。

(1) 総論

第1号議案の「提案の理由等」にも記載したとおり、当社取締役会は、当社の戦略委員会（以下「SRC」といいます。）から当社の戦略的方向性に関する推奨を受け、取締役会でも徹底した検討を行った上でスピンオフ計画を公表しました。取締役会は、その後も株主と執行部からのさらなるインプットを踏まえ、スピンオフ計画の改良、ポートフォリオに関する検討、株主還元の検討等を継続して行ってきました。当社は、当社の提案するスピンオフ計画が株主の皆様をはじめとする当社のステークホルダーにとって最善の方策であると考えています。

SRCは、独立社外取締役5名で構成され、法務、財務、その他のアドバイザーから適切な助言を受けつつ、徹底的かつ緊密な検討を行ってきました。当社取締役会は、その体制及び適切な経営判断を含む検討プロセスは、最善を尽くしたものであると考えます。

(2) SRCの検討経緯等に関する提案者による批判への反論

提案者は、SRCの検討経緯等について批判を行っていますが、以下の理由により、当社取締役会はそのような批判を受け入れることはできません。

- ・ 提案者は、「この推奨に至ったSRCのプロセスには欠陥があり、推奨内容を信頼することはできない」と述べています。しかし、2021年11月12日付「当社取締役会の戦略委員会による、スピンオフ計画に至る株主の皆様へのアップデート」（以下「SRCレター」といいます。）において記載されているとおり、SRCは、2021年6月25日から11月12日までの間、週次で18回協議を重ねました。さらに、SRCメンバー間又は株主、潜在的投資家その他の市場参加者等の外部者と50回以上の協議を行っており、SRCは、一般的に期待される社外取締役の職責とはおよそ比較にならないくらい、多大な時間と労力を費やして、徹底的かつ包括的に、当社の全部又は一部の所有形態の変更の可能性を含む戦略的選択肢の検討を進めてきました。提案者の批判は根拠を欠

くものと考えます。

- ・ 提案者は、戦略投資家を検討の対象から除外したことや、マイノリティ出資に関する金融投資家との協議を打ち切ったことについて、それらが「臆測」に基づくものであると述べています。しかし、SRC レターにおいて記載されているとおり、戦略投資家との協議に関する決定は、SRC の検討過程における、戦略投資家からの反応や金融投資家との入念な協議を踏まえた判断であります。当社が、金融投資家に「正式なデュー・ディリジェンス」の機会を提供しなかったのは、SRC レターに記載されているとおり、売却手続きを行った場合には、ありとあらゆる選択肢を徹底的に検討することが妨げられ、結論ありきになってしまうと思われたからです。当社は、様々な戦略的選択肢を SRC が比較・検討していた段階において、不相応な時間とリソースを費やして正式なデュー・ディリジェンスの機会を提供することは必ずしも適切な対応とはいえないと判断しました。また、当社は、SRC の一部のメンバーといくつかの PE ファンドとの三段階にわたって行われた協議により、先方がどの程度の価格水準で非上場化が実現可能と考えているのかについて意義のある視点を得ることができたと考えます。
- ・ 提案者は、SRC の執行部からの独立性に重大な疑問が生じていると主張していますが、その理由は明らかにされていません。上記のとおり、SRC はそのアドバイザーとともに独自のプロセスを実施し、今後の方向性を検討するために何度も協議を行いました。また、提案者は、「執行部は戦略的な投資家である PE ファンドに対して極めて保守的な事業計画を示した」として、当社が PE ファンドに示した事業計画は、PE ファンドが興味を示すような野心的な事業計画ではなかったと指摘していますが、当社の事業計画は株主の皆様、取締役会及び SRC からの要請を考慮した上で、執行部として実現可能性、達成可能性を両立させながら鋭意作成したものです。潜在的な PE ファンドに対して示した事業計画が「極めて保守的」であるというべき理由はなく、また同計画は 2021 年 11 月 12 日に公表されたものと重要な差異のあるものではありませんでした。
- ・ 提案者は、執行部が SRC に対して示した、当社グループの所有形態の変更から生じる可能性のある当社の事業への影響についての「懸念」は、「一方的な悲観的前提に基づくものであり、潜在的な投資家である PE ファンドに懸念を持たせるに至ったことは間違いない」と批判を行っています。しかし、かかる懸念は公開会社の非公開化に関連して考慮すべき正当な留意点であり、この点については、SRC も検討を行い、各 PE ファンドとも協議をしました。SRC は、SRC レターに記載されているとおり、PE ファンドからもその点についての意見を聴取し、その検討、判断、そして当社取締役会への推奨内容の作成過程において考慮しています。SRC は、執行部並びに PE ファンド（及びその投資先企業のいくつか）それぞれの声に耳を傾け、執行部の懸念について公平にかつバランスを保って評価しました。提案者は、「SRC における検討プロセスは、全体的に過度に保守的な事業計画と所有形態の変更に伴うリスク（規制、雇用、顧客離れ等）を過度に強調する執行部によって歪められた」と主張していますが、このよ

うな批判は SRC が行ったプロセスに当てはまるものではありません。

- ・ 提案者は、SRC の推奨について、「当社において「拙速な判断」がなされ、また、当社に提示される可能性のある所有形態の変更に関する検討が不十分であった」と結論付けています。しかし、提案者はこの結論に至る具体的な根拠を何ら提示していません。以上の理由により、当社は、この結論は根拠を欠くものと考えます。

(3) 第 2 号議案に対する意見

当社取締役会は、以下の理由により、第 2 号議案に反対であり、株主の皆様に対する反対の議決権行使を推奨いたします。

後日法的拘束力のある決議を得る予定であること

当社としては、本株主総会を株主の皆様との建設的な対話の場であると認識しており、正しく 2021 年 11 月 12 日及び 2022 年 2 月 7 日、8 日の公表後も行ってきたように、本株主総会での株主の皆様との対話を踏まえて本戦略的再編の内容を見直し、株主の皆様と議論することはやぶさかではありません。しかしながら、本戦略的再編については、最終的な内容の確定後に、2023 年に開催予定の株主総会において、法的拘束力のある決議を採ることとしており、本戦略的再編の内容について必ずしも主要な部分が全て確定していない現時点においては、本戦略的再編に関する法的拘束力のある決議を行うことは適切でないと判断しています。株主の皆様が、特定の法的拘束力のある事項について議決権を行使することを求められる場合には、全ての適切な事実と考慮事項を把握できて然るべきあると考えます。

提案された変更は定款に馴染まないこと

たとえ今回が法的拘束力のある決議を行うのに適切なタイミングであったとしても、①定款は会社の組織及び経営に関する基本的事項を定めるものであり、②本戦略的再編には取締役会及び執行部の経営判断に属すべき具体的事項が含まれることを考慮すると、第 2 号議案の定款変更案は、一般的な定款の範囲を超えたものであると思います。

極めて異例な提案であること－提案者ですら反対していること

提案者は、第 2 号議案を提案しておきながら、自らは反対の議決権行使をする意向を示しています。このような矛盾した株主提案は極めて異例であり、建設的に定款変更を求めたものであると言えるかについて、疑念を抱かざるを得ず、提案者すら反対する議案に対しては、当社取締役会としても賛成することはできません。このような矛盾は第 2 号議案がそもそも提案としての体をなしていないのではないかと疑問すら抱かせるもの

です。

第2号議案の否決は本戦略的再編への反対を意味しないこと

念のため付言すると、本戦略的再編の支持は第1号議案への賛否により判断されるべきものであり、第2号議案が可決されなかったとしても、このことが必ずしも提案者がその「提案の理由」に書くように「株主が現時点においてSRC又は現在の本再編の内容を支持していない」ことを意味するものではありません。したがって、当社といたしましては、第2号議案の結果にかかわらず、第1号議案について過半数の議決権を保有する株主の皆様の賛同が得られた場合、そのような株主意思を尊重して、追って正式な承認を得るべく、本戦略的再編を推進することにいたします。そうしなければ、議決権の3分の1を有する株主が拒否権を持つことになり、過半数の株主が望んでいるにもかかわらず、本戦略的再編を実行することができなくなるおそれがあります。過半数の株主の意思は尊重しなければならないと考えています。

(4) 第3号議案に対する意見

当社取締役会は、以下の理由により、第3号議案に反対であり、株主の皆様に反対の議決権行使を推奨いたします。

当社は本戦略的再編が最善の方策であると考えていること

取締役会及びSRCは既に徹底した検討を経て、第1号議案の本戦略的再編が企業価値向上の最善の方策であると考えておりますが、取締役会及びSRCは、企業価値向上策を継続して検討しています。具体的には、取締役会及びSRCを含め、当社は、2021年11月12日の本戦略的再編の公表以降も、本戦略的再編を前提として、個別の提案やポートフォリオの見直しについて継続的に検討してまいりました。当社としては、第1号議案が株主の皆様の承認を得られれば、そのような株主意思に従い、本戦略的再編の実施に注力し、その推進に向けて全力で取り組みます。

当社は他の戦略的選択肢を排除していないものの、このような選択肢をどの程度検討するかは経営判断に委ねられていること

提案者の提案する「(i)非公開化又はマイノリティ出資に関して積極的に検討を行」うことが何を意味するかは必ずしも定かではありませんが、提案者の第2号議案に関する提案理由等に鑑み、例えば、直ちに非公開化やマイノリティ出資に向けた入札手続を行い「正式なデュー・ディリジェンス」の機会を提供することを意味するのであれば、本戦略的再編の実施に注力すべき現段階において、不相応な時間とリソースを費や

して正式なデュー・ディリジェンスの機会を提供することは必ずしも適切な対応とはいえないと考えています。または、それが、「正式なデュー・ディリジェンス」の機会を提供するまでには至らない対話とそれに基づく検討を意味するのであれば、SRCによる客観的かつ徹底的なレビュープロセスの一部として、既に実施しております。

本戦略的再編が他の戦略的選択肢と比較して、当社グループの企業価値の向上、そして株主の皆様をはじめとするお客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様利益にかなっているかはこれまで徹底的に検討してきましたし、これからも検討して参ります。

また、従前から申し上げているように、具体的かつ実現可能性のある真摯な買収提案がなされれば、取締役会としてそれを真摯に検討いたします。しかし、経営資源に限りがある中で、他の戦略的選択肢（当社においては、例えば非公開化取引）を並行して検討しつつ、一つの戦略的選択肢（当社においては、本戦略的再編）を追求すべきか否かについては、そのような責任を負い、経営判断を正当に行うために最も情報を有しており、最も適切な機関というべき取締役会において、時間、経営資源、期待されるメリット等を考慮し都度状況を踏まえて決定すべき事項です。当社は、取締役会が株主総会により決定された一定の行動指針に従うこととされた場合、当社を運営し、経営判断を行うという経営陣の責任感が損なわれ、また、将来に向けた機動的な戦略の方針を策定することを妨げることとなり、企業価値ひいては株主価値の向上を妨げることになるのではないかと懸念しています。このような考え方は、公開会社における所有と経営の分離の基本的な考え方とも相容れません。

情報の全面開示は当社及び株主の利益に反すること

さらに、第3号議案には、「(ii)すべての検討内容、受領した提案及び検討結果の詳細を株主に対して定期的に報告するものとする」と記載されていますが、そのような情報はしばしば開示になじまないものであり、一般的には第三者に対する秘密保持も考慮する必要があるものであって、受領した提案及び検討結果の詳細を定期的に株主に報告することは実務的ではないことが少なくありません。それどころか、機密情報を開示することにより、企業価値を損ないかねません。もとより、当社といたしましては、法令を遵守した上で、合理的な判断により適時適切に情報開示を引き続き行いますし、これまでも、SRCによる検討プロセスを含め、実務上一般的に求められる水準以上に頻繁かつ詳細な情報開示を行っております。しかしながら、公開会社が、戦略の方針に関わる情報の全てを子細に開示することは極めて非現実的です。そのような情報については、全て開示するのではなく、職責を負い、かつ、当社に対する秘密保持義務に服する取締役及び経営陣において評価・検討し、それに基づいて当社としての戦略的意思決定を行うことが一般的であり、かつ、妥当なアプローチであると考えます。提案者が要請するような詳細な情報開示が本戦略的再編と他の戦略的選択肢とを比較・検討するための検討

手続の前提になるとすると、かえって、企業価値向上に資する真摯な提案やその他の戦略的提案を受領する機会を逸するおそれすらあると考えます。当社が第3号議案の(ii)に従うこととされた場合には、本戦略的再編を検討、改良及び実施することが、より一層困難になるものと思われま

(5) 結語

上記の理由により、当社取締役会は第2号議案及び第3号議案に反対であり、株主の皆様にも反対の議決権行使を推奨いたします。

以 上

(注意事項)

- ・本書は、本戦略的再編に関する情報提供を目的としてのみ作成されたものであり、日本、米国その他の地域において、当社、当社の子会社その他の会社の有価証券に係る売却の申込みもしくは購入申込みの勧誘を構成するものではありません。
- ・本書には、当社グループの将来についての計画や戦略、業績に関する予想及び見通しの記述が含まれています。
- ・これらの記述は、過去の事実ではなく、当社が現時点で把握可能な情報から判断した想定及び所信にもとづく見込みです。
- ・当社グループはグローバル企業として市場環境等が異なる国や地域で広く事業活動を行っているため、実際の業績は、これに起因する多様なリスクや不確実性（経済動向、エレクトロニクス業界における激しい競争、市場需要、為替レート、税制や諸制度等がありますが、これに限りません。）により、将来予測に関する記述により明示又は黙示されたものとは異なる可能性がありますので、ご承知おきください。詳細については、有価証券報告書及び四半期報告書をご参照ください。
- ・注記が無い限り、表記の数値は全て連結ベースの12ヶ月累計です。
- ・注記が無い限り、セグメント情報における業績を、現組織ベースに組み替えて表示しています。
- ・当社はキオクシアの経営に関与しておらず、同社の業績予想を入手していないため、当社グループの財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローの見通しにはキオクシアの影響は含まれておりません。
- ・本書に記載のスピノフの実行については、当社株主総会の承認が得られることや、関係当局の審査要求事項を満たすことを条件としております。
- ・適用ある法令等(有価証券上場規程及び米国法を含みます。)や税制を含む各種制度の適用・改正・施行の動向、関係当局の解釈、協議、今後の更なる検討等その他の状況によっては、本戦略的再編の実施に想定よりも時間を要し、また、その方法等に変更が生じる可能性があります。

株主提案

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 議案の要領

現行の定款に以下の章を新設する。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更後
(新設)	<u>第6章 戦略的再編の実施</u>
	<u>(戦略的再編の実施)</u>
	<u>第32条 当社は、2021年6月25日に設置された戦略委員会が策定し、取締役会が承認した戦略的再編について、会社法その他の適用法令の要請に従って、取締役会が決定した方法により、取締役会が決定した時期に実施することとする。2021年11月12日に当社が公表した当社グループを3つの独立した会社とする戦略的再編は本条の適用を受ける戦略的再編に該当する。</u>
<u>第6章 計算</u> (事業年度)	<u>第7章 計算</u> (事業年度)
<u>第32条 (省略)</u> (剰余金の配当等)	<u>第33条 (省略)</u> (剰余金の配当等)
<u>第33条 (省略)</u>	<u>第34条 (省略)</u>
附則 (責任免除に関する経過措置)	附則 (責任免除に関する経過措置)
<u>第34条 (省略)</u>	<u>第35条 (省略)</u>

(2) 提案の理由

当社は、2021年11月12日、当社グループから2つの中核事業を新規上場会社としてスピンオフし、当社グループを3つの独立した会社とする戦略的再編（以下「本再編」といいます。）を実施する方針であることに加え、2022年1～3月の間に臨時株主総会を実施し、本再編について株主に諮る予定であることを公表しました。

本再編を推進するか否かは当社にとって極めて重大な決断になります。提案者は、2021

年 11 月 12 日に公表された戦略委員会（以下「SRC」といいます。）による推奨を実施していくという当社の方針（取締役会が支持している、2021 年 11 月 12 日に公表された SRC による推奨を含みます。）を明確にするため、本議案を提案します。

本議案が株主により支持された場合、当社は本再編を実施するための明確な信認を得て、当社グループを 3 つの独立した上場会社とするために必要となる実質的な作業を推進することができます。他方、株主が本議案を支持しない場合、当社及び取締役会は、株主が現時点において SRC 又は現在の本再編の内容を支持していないことを認識することになります。

提案者は、当社が他の企業価値向上策を徹底的に検討していない状況において本再編を行うべきではないと確信しているため、本議案に賛成する意向はありません。提案者が本再編に反対する理由は下記のとおりです。

記

当社は、2021 年 11 月 12 日、当社グループから 2 つの中核事業を新規上場会社としてスピノフし、当社グループを 3 つの独立した会社とする本再編を実施する方針であることを公表しました。

この公表は SRC の推奨に基づくものですが、提案者は、この推奨に至った SRC のプロセスには欠陥があり、推奨内容を信頼することはできないと考えています。

SRC は、「当社取締役会の戦略委員会による、スピノフ計画に至るプロセスについての株主の皆様へのアップデート（和訳）」（以下「SRC 報告書」といいます。）と題する公開書面で、結論に至ったプロセスを説明しました。SRC 報告書からは、SRC による企業価値向上策の検討中に、金融投資家に「正式なデュー・ディリジェンス」の機会を提供しておらず、「戦略投資家が東芝全体の買収に興味を示す可能性は低いであろう」との憶測に基づき、戦略投資家を検討の対象から除外したことが明らかです。また、マイノリティ出資については、「既存株主の皆様のご支持を得づらい」、「一般株主の皆様のご利益と必ずしも整合しない」との憶測に基づき、金融投資家との協議は打ち切られました。このような SRC の行動は、企業価値向上策の評価を不完全なものとし、SRC の推奨を信頼できないものとしています。

さらに、SRC の執行部からの独立性には重大な疑問が生じています。SRC 報告書によると、執行部は潜在的な投資家である PE ファンドに対して極めて保守的な事業計画を示したとのことであり、その後の 2021 年 11 月 12 日に公表されたこの事業計画は、現状からの当社の成長や大幅な収益向上の機会が何ら見られないものでした。提案者は、この事業計画はあまりにも悲観的であり、PE ファンドが興味を有し、資金を拠出するに足りる野心的な事業計画ではなかったと確信しています。

また、執行部は、当社グループの所有形態の変更から生じる可能性のある当社の事業への影響について、SRC に対して「懸念」を示したとのことです。提案者は、このような「懸念」は一方的な悲観的前提に基づくものであり、潜在的な投資家である PE ファンドに懸念を持たせるに至ったことは間違いないと確信しています。提案者は、SRC における検討

プロセスは、全体的に過度に保守的な事業計画と所有形態の変更に伴うリスク（規制、雇用、顧客離れ等）を過度に強調する執行部によって歪められたと考えています。

重要なことは、本再編が当社における長年に亘る問題を解決すると信じる理由がないことです。本再編は、同様の問題を抱えた「小さな東芝」を3つ生み出すこととなります。当社は過去20年間、執行部の指揮の下、企業価値を創出できていません。本再編により、同様の悪しき企業文化を持つ3つの企業が生み出されるリスクがあるのです。本再編は、2023年度下期に完了することを目標にしているとのことですが、本再編までの2年間において、当社は戦略不在のコングロマリットとして低迷するとの懸念があり、さらには、本再編に伴うコストとして2021年度以降に100億円程度が発生するとのこと。

企業価値の創造は、中核事業の選別・集中的な資源投下と、非中核事業の価値最大化によって達成されます。戦略投資家や金融投資家が会社全体又は非中核事業からより高い価値を生み出せる場合、SRCと取締役会はそれらの選択肢を十分に検討すべきです。SRCと取締役会は、当社とこれらの投資家が会社全体又は各非中核事業の潜在価値を実現できるように、最善の所有・運営形態を模索する必要があります。提案者は、当社において「拙速な判断」がなされ、また、当社に提示される可能性のある所有形態の変更に関する検討が不十分であったと確信しています。

なお、提案者は、SRCのプロセスには欠陥があると確信しており、本再編の実施とSRCの推奨に反対しているため、本議案には反対いたします。

第3号議案 戦略委員会及び取締役会における戦略の再検討の件

(1) 議案の要領

戦略委員会及び取締役会は、すべての企業価値向上策を既に推奨されている戦略的再編と比較・評価するため、検討手続を継続する。検討手続においては、(i)非公開化又はマイノリティ出資に関して積極的に検討を行い、(ii)すべての検討内容、受領した提案及び検討結果の詳細を株主に対して定期的に報告するものとする。

(2) 提案の理由

当社は、2021年11月12日、当社グループから2つの中核事業を新規上場会社としてスピノフし、当社グループを3つの独立した会社とする本再編を実施する方針であることを公表しました。

提案者は、SRCがすべての企業価値向上策を検討していないと確信しているため、本再編に反対しています。本議案は、SRCに対し、企業価値向上策の検討を継続するように求めるものであり、特に当社の潜在的な買収者や投資家と積極的に対話を行い、それらの者との取引や一連の取引が本再編よりも魅力的なものであるかを十分に検討することを求めるものです。本議案では、SRCに対し、最善の企業価値向上策を検討するための手続を継続し、当社グループの所有形態の変更（非公開化及び金融投資家又は戦略投資家によるマイノリティ出資を含みます。）についても検討するように求めています。さらに、本議

案では、SRC に対し、活動内容を株主に詳細に報告するように求めています。

提案者は、SRC と取締役会は常に企業価値を向上させるためのあらゆる機会を検討する必要があるため、株主が本再編を暫定的に支持する場合であっても、SRC が検討手続を継続することが適切であると確信しています。提案者を含む一部の株主は、SRC がすべての企業価値向上策を十分に検討しない限り、本再編を支持することはありません。

提案者は、SRC と取締役会が、「客観的かつ徹底的なレビュープロセス」を完遂することを通じて戦略を再検討することを確実なものとするため、さらには、その再検討の過程を株主が検証できるようにするため、本議案を提案します。

提案者は、SRC において企業価値向上策を徹底的に検討する必要があると考えていますので、本議案に賛成いたします。